

「令和 8 年度事業計画」について

社会福祉法人あすこみっと 令和 8 年度事業計画

I. 障害福祉サービス事業

(就労移行支援事業・就労定着支援事業・就労選択支援事業・特定相談支援事業) 等
雇用支援センターきらっと

1 事業概要

障害福祉サービス事業等を通じて、働くことを願う障害のある人に対し、働く前の段階から就労後の職業生活まで、一体的に支援を行います。また、支援を行うにあたっては、地域の関係機関や企業等と連携を図りながらより良い地域づくりを目指していきます。

2 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 就労移行支援事業 (障害福祉サービス)	年 間	(事業概要) 企業就労等を希望される障害のある人を対象に、働くために必要な知識や技能の習得、生活リズムの安定、コミュニケーション力の向上、職場体験を通じた活動機会の提供、適正に応じた職場開拓及び、就職後の定着などを支援する。 (1)利用に関する相談、体験利用の提供 当該施設の利用を検討されている対象者に対して、利用に関する相談、体験利用の機会を提供。また、当該施設に関心ある様々な方々に対して、見学会やセンター紹介などの機会を提供し、障害のある人の就労を身近に感じてもらえるよう啓発活動を行う。 (2)個別支援計画に基づく就労支援サービスの提供 当該施設を利用する対象者に対して、各市町の担当窓口、相談支援事業所、ハローワーク、各圏域の働き・暮らし応援センター、出身学校やその他関係機関から対象者に関する情報を収集し、個別支援計画を作成、計画に沿って以下のような

項 目	期 間	事 業 内 容
		就労支援プログラムを実施。 ①施設内における作業プログラム ②学習会（テーマ設定に沿った座学、余暇学習、調理実習） ③SST（社会生活技能訓練）の手法を用いたコミュニケーション学習 ④グループ単位で実際の職場を体験する施設外就労 ⑤定期的に行う個別面談 ⑥対象者個別で実施する職場見学・体験・実習（施設外支援） ⑦求職活動支援（ハローワーク同行、面接同行等） ⑧職場定着支援 法的には常用雇用後6ヵ月間の職場定着支援実施の義務があるが、それ以降においても、対象者の意向や状況によって、期間に拘ることなく支援の継続を行う。支援の移行が必要な対象者に対しては、関係機関と連携を図りながら、円滑な引き継ぎを行う。
2. 就労定着支援事業 （障害福祉サービス）	年 間	（事業概要） 企業就労した障害のある人が安心して働き続けられるよう、就職後の職場や生活上の困りごとを定期的に確認し、本人への助言や相談対応を行うとともに、事業所や家族、関係機関と連携して環境調整や課題解決を図り、離職を防ぎながら長期的な就労継続を支援する。 (1) 当該利用者に対する就労定着支援計画（個別支援計画）の作成及びそれに伴うモニタリングを行う。 (2) 就労する通常の事業所、行政、相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関、その他の者との連絡調整を行う。 (3) 当該利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (4) サービス利用中に離職する者への支援を行う。

項 目	期 間	事 業 内 容
3. 就労選択支援事業 (障害福祉サービス)	年間	※当該利用者に対して上記（１）～（４）の支援を提供するに当たっては、一月に１回以上、当該利用者との対面により行うとともに、基本的に一月に１回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況の把握を行う （事業概要） 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。 (1) 当該利用者のアセスメント（能力・適性の把握）を客観的に行う。 (2) 情報提供を行い選択肢を広く提示することで主体的な進路決定を支援する。 (3) アセスメント結果の作成を行う。 (4) 多機関連携、関係機関との連絡調整を行う。 ※当該利用者に対して上記（１）～（４）の支援提供は、原則１カ月の支給決定期間で行う。
4. OBに対する支援 (付加価値サービス)	年間	就労移行支援事業の利用終了者及び、就労定着支援事業の利用者を対象として余暇活動を行う場（休みの国）を提供活動・運営については、できるだけ参加者主体の活動になるよう援助を行う。
5. ジョブコーチ支援事業 (障害者雇用安定助成金)	年間	障害のある人が職場で安心して働き続けられるよう、ジョブコーチが職場に出向き、仕事の手順をわかりやすく伝えたり、職場の方との橋渡しを行ったりしながら、本人と企業の双方の支援を行う。
6. 特定相談支援事業	年間	（事業概要） 障害福祉サービスを利用する人が安心して生活できるよう、相

項 目	期 間	事 業 内 容
(障害福祉サービス)		談支援専門員が本人や家族の思いを丁寧に聴き、サービス等利用計画の作成を行う。利用開始後も定期的に状況を確認し、必要に応じて計画を見直しながら、関係機関と連携して継続的に支援を行う。 (1) 基本相談支援 障害当事者やその家族からの様々な相談内容に対して、必要な情報提供や助言を行う。 (2) 計画相談支援 障害福祉サービス等に係るサービス等利用等計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画見直しを行う。 ① サービス利用支援 ② 継続サービス利用支援
7. 関係機関との連携	年 間	圏域や市内の自立支援協議会等に参画、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連携を図る。
8. 職員の資質の向上	年 間	支援対象障害者の障害や生活スタイルの多様化に対応していくため、支援を実施していく上で必要となってくる知識の付与・スキルアップを目的に様々な研修・交流会等に参加、職員が自己研鑽できる機会や場所確保に努める。
9. その他 (本部)		障害者雇用相談援助助成金事業の検討 (事業概要) 障害者雇用を促進することを目的に、労働局に認定された事業者が、障害者雇用に関する知識やノウハウが不足している事業主に対して障害者の採用や雇用管理に関する支援を行うもの。

Ⅱ．公益事業（湖南地域障害者働き・暮らし応援センター事業）

（湖南地域障害者就業・生活支援センター事業）

湖南地域障害者就業・生活支援センター

湖南地域障害者働き・暮らし応援センター‘りらく’

1 事業概要

公益事業として、障害者就業・生活支援センター事業及び滋賀県障害者働き・暮らし応援センター補助金事業において、湖南福祉圏域の障害者に対して、就労や生活面での自立に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携により、課題の解決を図り、安定した就労と職業生活の自立を図ることを目的として、各種の事業を展開する。

2 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
公益事業		
1. 支援対象障害者 に対する相談支 援	年 間	(1) 職場不適合により離職した者や離職のおそれがある在職者 など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業体験のな い障害者に対し、湖南地域障害者就業・生活支援センター（ 湖南地域障害者働き・暮らし応援センター）において、就業 及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことによ り、障害者の職業生活における自立を図る。 (2) 利用者の家庭や職場を訪問するなどして、障害状況や生活 状況の適切な把握を行い、本人や家族の思いを大切にしながら 支援方針を定め、就業及びこれに伴う日常生活上の課題（ 問題）について必要な指導、助言その他の援助を行う。 (3) 相談や支援方針の決定にあたっては、ケースの状況に応じ て、関係機関（ハローワーク、障害者職業センター、市行政 、発達障害者支援センター等）との連絡調整やケース会議等 で対応する。 (就業支援) (1) 就職に向けた準備支援、職業準備訓練、職場実習の斡旋

項 目	期 間	事 業 内 容
		(2) 求職活動支援 (3) 職場実習（トライWORK推進事業も含む）、職場定着 (4) 関係機関との連絡調整 （生活支援） (1) 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理など日常生活の自己管理に関する助言 (2) 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言 (3) 関係機関との連絡調整
2. 事業主に対する活動	年 間	事業主に対して、障害者雇用に関する啓発活動・職場開拓を行うことにより、新規での障害者雇用受け入れ先の拡充、また在職中である支援対象障害者の職場改善等に関する助言を行う。 (1) 障害者の見学・実習受入に関する啓発活動 (2) 障害者の雇用受入に関する啓発活動、助言 (3) 障害者雇用管理に関する助言・指導 (4) 障害者支援担当者を対象とした交流会等の実施
3. 関係機関との連携	年 間	自立支援協議会等を通じて、当センターの活動報告を行いハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連携を図る。 (1) 就労に係わる地域関係機関（ハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、圏域内就労系サービス事業所、特別支援学校、医療機関等）との連携を深めるため、定期的に該当機関の訪問を行い、該当機関が実施する会議や勉強会等に参加する。 (2) 湖南福祉圏域自立支援協議会（湖南地域障害児・者サービス調整会議）に事務局員として参画する。 (3) 対象地域各市（4市－草津市・守山市・栗東市・野洲市）

項 目	期 間	事 業 内 容
4. 登録者への独自支援	年 間	の自立支援協議会に事務局員として参画する。 (4) 県内の就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）で構成されている連絡会議に参画、情報共有などを行い県内にある就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）との連携を深める。 (5) 圏域内の就労移行支援事業所を対象に就労移行支援事業所連絡会を開催し、地域における就労支援の課題の吸い上げや情報共有などを行い、支援機関との連携強化を図る。 (6) 圏域内の就労系障害福祉サービス事業所を巡回訪問し、就労支援に関するノウハウの伝達を行うことで、支援力の底上げを図る。 就労者及び求職者に対して就労継続や就労促進を図ることを目的として、学習会や余暇活動等を実施し、対象者の状況・ニーズに応じたグループ活動を行う。 (1) 在職者に対する交流事業（在職者交流事業）の実施 (2) 在職者に対する余暇活動の実施 (3) 在宅求職者に対する交流事業（ピア活動事業）の実施
5. 職員の資質の向上	年 間	支援対象者の障害や生活スタイルの多様化に対応していくため、支援を実施していく上で必要となってくる知識の付与・スキルアップを目的に様々な研修・交流会等に参加する。 (1) 就業・生活支援センター経験交流会等への参加 (2) 障害者の就業・生活支援に関する研修会等への参加
6. 感染症予防に関する対策	年 間	新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大防止対策として、感染対策を講じた事業の実施、職員研修等の実施、感染予防に関する物品の整備を行う。